

旭川市水道局建設工事中間前金払要領

(趣旨)

第1 この要領は、旭川市水道局建設工事等前金払要綱（平成13年4月1日。以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、当該要綱のうち中間前金払の事務の処理について、必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の支払要件)

第2 中間前金払を行おうとするときは、要綱第2条第1項に規定する工事が以下に掲げる各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 前金払の支払が既に終了していること。
- (2) 契約工期の2分の1を経過していること。
- (3) 前号の時期までに実施すべき工事がおおむね行われており、かつ、当該工事の進捗率が契約金額の2分の1以上であること。

(認定)

第3 要綱第3条第2項に規定する認定の方法は、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 工事担当課長は、請負人から建設工事中間前金払認定申請書（様式1。以下「申請書」という。）の提出があったときは、第2の要件を満たしているかについて調査を行い、支払要件を具備していると認められるときは、認定するものとする。
- (2) 認定通知は、申請書の提出があった日から起算して7日以内に中間前金払認定通知書（様式2）を申請者に交付するものとする。

(認定の方法)

第4 第2の(2)の認定は、工事工程表により行うことができるものとし、同(3)の認定は中間前金払認定請求書作成時における工事旬報等の現在日出来高に請負代金額を乗じて得た額により行うことができるものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第5 部分払が認められる工事においては、原則として中間前金払か部分払のどちらかを契約締結時に契約の相手方に選択させるものとし、契約締結後の変更は認めないものとする。

ただし、中間前金払を選択した場合でも各年度末の部分払に限ってはこれを行うことができるものとする。

(債務負担行為等に係る取扱)

第6 債務負担行為等に係る契約については、各会計年度の出来形予定額を対象として中間前金払をすることができるものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(別紙1)

建設工事中間前金払認定申請書

工 事 名	
施 工 場 所	
契 約 日	年 月 日
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日
契 約 金 額	金 円
工事の進捗状況	工期の2分の1を経過している。
	出来形部分の進捗率は %で50%を超えている。
添 付 書 類	工事旬報（月報）、工事出来高報告書等工事の進捗状況を示す資料

上記の工事について、契約約款第34条第4項の規定に基づき中間前金払の認定を申請します。

年 月 日

(宛先) 旭川市水道事業管理者

請負人 住所

氏名

課長	補佐	係長	係

(別紙2-1)

建設工事中間前金払認定通知 (伺)

工 事 名	
施 工 場 所	
契 約 日	年 月 日
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日
契 約 金 額	金 円
工事の進捗状況	工期の2分の1を経過している。
	出来形部分の進捗率は %で50%を超えている。

年 月 日付けで申請のあった中間前金払の認定について、上記工事の進捗状況を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していると認められることから建設工事中間前金払認定について水道総務課に通知する。

年 月 日

水 道 総 務 課 長

○ ○ 課 長

課長	補佐	係長	係

(別紙2-2)

建設工事中間前金払認定結果通知 (伺)

工 事 名	
施 工 場 所	
契 約 日	年 月 日
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日
契 約 金 額	金 円
工事の進捗状況	工期の2分の1を経過している。
	出来形部分の進捗率は %で50%を超えている。

年 月 日付けで申請のあった中間前金払の認定について、上記工事の進捗状況を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していると認められることから建設工事中間前金払認定通知書を請負人に交付する。

年 月 日

(宛先) 請負人

様

旭川市水道事業管理者

課長	補佐	係長	係

(別紙3)

建設工事中間前金払認定通知書

工 事 名	
施 工 場 所	
契 約 日	年 月 日
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日
契 約 金 額	金 円
工事の進捗状況	工期の2分の1を経過している。
	出来形部分の進捗率は %で50%を超えている。

年 月 日付けで申請のありました中間前金払の認定について、上記工事の進捗状況を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していると認定します。

年 月 日

(宛先) 請負人

様

旭川市水道事業管理者

(別紙4-1)

建設工事中間前金払非認定結果通知 (伺)

工 事 名	
施 工 場 所	
契 約 日	年 月 日
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日
契 約 金 額	金 円

年 月 日付けで申請のありました中間前金払の認定について、上記工事の進捗状況を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備しているとは認められないことから建設工事中間前金払非認定結果について水道総務課に通知する。

年 月 日

水 道 総 務 課 長

○ ○ 課 長

課長	補佐	係長	係

(別紙4-2)

建設工事中間前金払非認定結果通知 (伺)

工 事 名	
施 工 場 所	
契 約 日	年 月 日
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日
契 約 金 額	金 円

年 月 日付けで申請のありました中間前金払の認定について、上記工事の進捗状況を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備しているとは認められないことから、建設工事中間前金払非認定結果通知書を請負人に交付する。

年 月 日

(宛先) 請負人

様

旭川市水道事業管理者

課長	補佐	係長	係

(別紙5)

建設工事中間前金払非認定結果通知書

工 事 名	
施 工 場 所	
契 約 日	年 月 日
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日
契 約 金 額	金 円

年 月 日付けで申請のありました中間前金払の認定について、上記工事の進捗状況を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していると認められなかったので通知します。

年 月 日

(宛先) 請負人

様

旭川市水道事業管理者

前金・中間前金払事務処理の流れ

事務処理の流れ	
請負人	○契約書の作成 — ○前払金保証依頼 — ○前払金請求前払金保証証書 — ○前払金受領 — ○着工 — ○中間前払金認定請求 — ○保証依頼 — ○中間前払金請求前払金前払保証証書受領
経理係	○前払金支払 — ○中間前払金支払
設計担当課 (予算執行課)	(○支出命令) — ○認定の可否の調査 — ○認定・不認定の決定 — (○支出命令)
契約係	○契約の締結 ・前金利用の確認 ・利用の場合 請求用紙交付 ・中間前金・部分払選択 — ○前払金請求書回付 — ○認定通知 — ○前払金請求書回付
保証会社	○前払金保証 (保証証書交付) — ○中間前払金保証 (保証証書交付)

◎ 中間前金認定に係る調査の方法

- ・工期の確認 工期の2分の1を経過していること及び工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事がおおむね実施されていることを工事工程表で確認する。
- ・進捗の確認 工事の進捗額が請負代金相当額の2分の1以上であることの確認は中間前金払認定請求書の作成時点における工事旬報等の現在日出来高に請負代金額を乗じて得た額により行うことができる。
この場合に、工事現場に搬入された検査済みの工事材料があるときは、これに相応する請負代金相当額を出来高に加算して進捗額を認定することができる。